

毎週火、金曜日発行（但休日該当ときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物（新聞紙類）

# 鳥取県公報

## 目次

- ◆訓令 鳥取県木炭検査施行手続の一部を改正する訓令  
昭和二十七年四月鳥取県告示第二百十八号の廃止
- ◆告示 国庁土地改良区の成立  
肥料の登録の失効  
歯科衛生士試験の実施  
昭和二十五年六月鳥取県告示第二百八十八号の廃止  
鳥取県製炭伝習要綱の廃止  
種畜証明書の書換交付の通報  
昭和二十五年七月鳥取県告示第三百三十三号の一部改正  
鳥取県種豚改良増殖要綱の廃止  
新たに行なおうとする土地改良事業の認可
- ◆公安告示 聴聞会の開催
- ◆雑報 鳥取食糧事務所の出張所の統合

## 訓令

### 鳥取県訓令第七号

鳥取県木炭検査施行手続の一部を改正する訓令を次のとおり定める。

昭和三十九年四月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県木炭検査施行手続の一部を改正する

訓令

鳥取県木炭検査施行手続（昭和三十一年十月鳥取県訓令第二十一号）の一部を次のように改正する。

令達先を削る。

附表の木炭移出検査成績簿を次のように改める。

区分	等級		長炭				合計	
	合格	不合格	合格	不合格	合格	不合格	合格	不合格
6kg	袋数	kg	袋数	kg	袋数	kg	袋数	kg
	kg	袋数	kg	袋数	kg	袋数	kg	袋数
12kg	袋数	kg	袋数	kg	袋数	kg	袋数	kg
	kg	袋数	kg	袋数	kg	袋数	kg	袋数
15kg	袋数	kg	袋数	kg	袋数	kg	袋数	kg
	kg	袋数	kg	袋数	kg	袋数	kg	袋数
30kg	袋数	kg	袋数	kg	袋数	kg	袋数	kg
	kg	袋数	kg	袋数	kg	袋数	kg	袋数
合計	袋数	kg	袋数	kg	袋数	kg	袋数	kg
	kg	袋数	kg	袋数	kg	袋数	kg	袋数
累計	袋数	kg	袋数	kg	袋数	kg	袋数	kg
検査申請件数	件							

附則  
この訓令は、昭和三十九年四月十日から施行する。

告示

鳥取県告示第二百二十三号  
昭和二十七年四月鳥取県告示第二百十八号（境港魚場施設の使用料の額及び使用願の様式について）は、廃止する。

昭和三十九年四月十日  
鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二百二十三号

倉吉市国分寺 小谷知道はか十四人の者から申請のあった国庁土地改良区は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十条の規定により昭和三十九年四月十日成立した。

昭和三十九年四月十日  
鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二百二十四号  
肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十四条の規定に基づき、次の肥料の登録は失効したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和三十九年四月十日  
鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	肥料の名称	保証成分量（パーセント）		生産業者の住所及び氏名
		窒素全量	りん酸全量	
鳥取県第三二九号	鹿野複合水稻一号	八・九	一〇・五	気高郡鹿野町大字鹿野一、三九八 鹿野町農業協同組合 組合長 理事 安 富 蒼 頭
第三三〇号	鹿野複合水稻二号	八・五	一二・一	同上
第三三三三号	鹿野複合水稻三号	九・八	一二・〇	同上

鳥取県告示第二百五十五号

歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号）第十一  
条第一項の規定に基づき、歯科衛生士試験を次のとおり  
実施するので、歯科衛生士法施行規則（昭和二十四年厚  
生省令第三十五号）第六条の規定により告示する。  
昭和三十九年四月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 試験の実施場所

鳥取市寺町一〇九番地 鳥取県立歯科衛生士学院

二 試験の実施期日

学科試験 昭和三十九年四月十五日

実地試験 昭和三十九年四月十六日

鳥取県告示第二百十六号

昭和二十五年六月鳥取県告示第二百八十八号（鳥取県  
木炭検査規則第十四条の荷票、証印及び記号）は、廃止  
する。  
昭和三十九年四月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二百十七号

鳥取県製炭伝習要綱（昭和二十八年六月鳥取県告示第  
二百八十三号）は、昭和三十九年三月三十一日限り廃止  
する。  
昭和三十九年四月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二百十八号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第八  
条第一項の規定により、次の種畜について種畜証明書の  
書換交付のあつた旨通報があつたので、同法同条第二項  
の規定により告示する。  
昭和三十九年四月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二百十九号

昭和二十五年七月鳥取県告示第三百三十三号（木炭検  
査員の身分を示す証明書の様式について）の一部を次の  
ように改正する。  
昭和三十九年四月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

この告示中「木炭検査吏員」を「木炭検査員」に、  
「木炭検査吏員之証」を「木炭検査員之証」に改める。

鳥取県告示第二百二十号

鳥取県種豚改良増殖要綱（昭和三十七年十月鳥取県告  
示第五百六十四号）は、昭和三十九年四月十日限り廃止  
する。  
昭和三十九年四月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

種畜証明書番号 名前種 類生 年月日 所 有 者

昭三八鳥取一第三四号 入昌 役肉用牛 昭和三十七年二月十日 倉吉市越殿町 倉吉市農協 東伯郡北条町 西村 昌晴

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二百二十一号

八橋中央土地改良区から申請のあつた新たに行なおう  
とする土地改良（農道及び開畑）事業は、土地改良法  
（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第三項に  
おいて準用する同法第十条第一項の規定により、昭和三  
十九年四月十日認可した。  
昭和三十九年四月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第七号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第四百四条第

一項の規定に基づき、次のとおり聴聞会を開催するので、同法同条同項の規定により告示する。

昭和三十九年四月十日

鳥取県公安委員会委員長 堀安成文

一 鳥取地区

1 聴聞の期日及び場所

昭和三十九年四月二十八日 午前十時三十分から  
鳥取市吉方 鳥取警察署

2 聴聞当事者の住所及び氏名

(1) 倉吉市巖城六七四の一

自動車運転者 中島岩雄

(2) 倉吉市広瀬町 井上わか方

自動車運転者 江本陽夫

(3) 倉吉市住吉町五七の一

自動車運転者 尾崎彦一

(4) 鳥取市今町一丁目一四の一六

自動車運転者 中河亀太郎

(5) 八頭郡八東町大字中一〇〇

自動車運転者 藤田久雄

(6) 八頭郡船岡町船岡四四四

自動車運転者 近藤政信

(7) 岩美郡岩美町大字太田一三三

自動車運転者 吉田良男

(8) 八頭郡智頭町大字東字塚六〇

自動車運転者 赤堀晋一郎

二 米子地区

1 聴聞の期日及び場所

昭和三十九年四月二十三日 午後一時から  
米子市万能町 米子警察署

2 聴聞当事者の住所及び氏名

(1) 米子市夜見町四九一

自動車運転者 松本俊夫

(2) 東伯郡赤碕町大字出上三二一の一

自動車運転者 福本助三郎

(3) 境港市小篠津町一、二五一

自動車運転者 松本一栄

鳥取食糧事務所の大篠津出張所を米子出張所に次のとおり統合した。

昭和39年4月10日

鳥取食糧事務所長 前田賢治

統合年月日 昭和39年3月16日

統合出張所の位置 鳥取県米子市の出町12番地の3

米子市博労町三丁目一五七	山本彰
自動車運転者	山本彰

雑 報

